

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

下記委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

平成31年4月2日

室戸市長 植田 壯 一 郎

(1) 物品又は役務の名称及び数量	①室戸市内小学校児童送迎車輛運転業務 ②室戸市内中学校生徒送迎車輛運転業務 ③学校給食センター給食配送車輛運転業務 ④室戸小学校児童送迎車輛に係る添乗業務 ⑤給食配送補助業務 別添仕様書参照
(2) 契約を締結した日	平成31年4月1日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	公益社団法人 高知県シルバー人材センター連合会 高知市札場3-28
(4) 契約金額	①～③ 基本料金 1,144円/時間(消費税別) ④ 基本料金 1,026円/時間(消費税別) ⑤ 基本料金 1,038円/時間(消費税別)
(5) 契約者を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格を下回ったため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市教育委員会 学校保育課 室戸市浮津25番地1